

別表第1

地域の区分	都 道 府 県 名
I	北海道
II	青森県、岩手県、秋田県
III	宮城県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県
IV	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
V	宮崎県、鹿児島県
VI	沖縄県
<p>1 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、I地域に区分されるものとする。</p> <p>青森県 十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町</p> <p>岩手県 久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町</p> <p>2 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、II地域に区分されるものとする。</p> <p>北海道 函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧瀬棚町を除く。）、島牧村、寿都町</p> <p>宮城県 栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。）</p> <p>山形県 米沢市、鶴岡市（旧朝日村に限る。）、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町</p> <p>福島県 会津若松市（旧河東町に限る。）、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧長沼町に限る。）、喜多方市（旧塩川町を除く。）、田村市（旧都路村を除く。）、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村</p> <p>栃木県 日光市（旧今市市を除く。）、那須塩原市（旧塩原町に限る。）</p> <p>群馬県 沼田市（旧沼田市を除く。）、長野原町、嬭恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町（旧水上町に限る。）</p> <p>新潟県 十日町市（旧中里村に限る。）、魚沼市（旧入広瀬村に限る。）、津南町</p> <p>山梨県 富士吉田市、北杜市（旧小淵沢町に限る。）、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町（旧河口湖町に限る。）</p>	

長野県 長野市（旧長野市、旧大岡村を除く。）、松本市（旧松本市、旧四賀村を除く。）、上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、須坂市、小諸市、伊那市（旧長谷村を除く。）、駒ヶ根市、中野市（旧中野市に限る。）、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市（旧更埴市に限る。）、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村（旧浪合村に限る。）、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町

岐阜県 高山市、飛騨市（旧古川町、旧河合村に限る。）、白川村

3 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、Ⅲ地域に区分されるものとする。

青森県 青森市（旧青森市に限る。）、深浦町

岩手県 宮古市（旧新里村を除く。）、大船渡市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。）、陸前高田市、釜石市、平泉町

秋田県 秋田市（旧河辺町を除く。）、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市（旧東由利町を除く。）、潟上市、にかほ市、三種町（旧琴丘町を除く。）、八峰町、大潟村

茨城県 土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、常陸大宮市（旧美和村に限る。）、笠間市（旧岩間町に限る。）、筑西市（旧関城町を除く。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市、小美玉市（旧玉里村を除く。）、大子町

群馬県 高崎市（旧倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市（旧沼田市に限る。）、渋川市（旧赤城村、旧小野上村に限る。）、安中市（旧松井田町に限る。）、みどり市（旧東村（勢多郡）に限る。）、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町（旧水上町を除く。）

埼玉県 秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町（旧両神村に限る。）

東京都 奥多摩町

富山県 富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。）、黒部市（旧宇奈月町に限る。）、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。）、上市町、立山町

石川県 白山市（旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。）

福井県 大野市（旧和泉村に限る。）

山梨県 甲府市（旧上九一色村に限る。）、都留市、山梨市（旧三富村に限る。）、北杜市（旧明野村、旧小淵沢町を除く。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、鳴沢村、富士河口湖町（旧河口湖町を除く。）、小菅村、丹波山村

岐阜県	中津川市（旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く。）、恵那市（旧串原村、旧上矢作町に限る。）、飛騨市（旧宮川村、旧神岡町に限る。）、郡上市（旧美並村を除く。）、下呂市（旧金山町を除く。）、東白川村
愛知県	豊田市（旧稲武町に限る。）
兵庫県	養父市（旧関宮町に限る。）、香美町（旧香住町を除く。）
奈良県	奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、生駒市、宇陀市（旧室生村に限る。）、平群町、野迫川村
和歌山県	かつらぎ町（旧花園村に限る。）、高野町
鳥取県	倉吉市（旧関金町に限る。）、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町（旧大和村に限る。）、邑南町（旧石見町を除く。）
岡山県	津山市（旧阿波村に限る。）、高梁市（旧備中町に限る。）、新見市、真庭市（旧落合町、旧久世町を除く。）、新庄村、鏡野町（旧鏡野町を除く。）
広島県	府中市（旧上下町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町を除く。）、庄原市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村に限る。）、安芸高田市（旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。）、安芸太田町（旧加計町を除く。）、北広島町（旧豊平町を除く。）、世羅町（旧世羅西町を除く。）、神石高原町
徳島県	三好市（旧東祖谷山村に限る。）
高知県	いの町（旧本川村に限る。）
4 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、IV地域に区分されるものとする。	
福島県	いわき市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市（旧氏家町に限る。）、那須烏山市、下野市、上三川町、西方町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町
新潟県	新潟市、長岡市（旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。）、三条市（旧下田村を除く。）、柏崎市（旧高柳町を除く。）、新発田市、見附市、村上市（旧朝日村を除く。）、燕市、糸魚川市、上越市（旧上越市、旧柿崎町、旧大瀧町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。）、阿賀野市（旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。）、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
長野県	阿智村（旧清内路村に限る。）、大鹿村
宮崎県	都城市（旧山之口町、旧高城町を除く。）、延岡市（旧北方町に限る。）、小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ

瀬町

鹿児島県 伊佐市、曾於市、霧島市（旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。）、さつま町、湧水町

5 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、V地域に区分されるものとする。

茨城県 神栖市（旧波崎町に限る。）

千葉県 銚子市

東京都 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

静岡県 熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）

三重県 尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町

和歌山県 御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町

山口県 下関市（旧下関市に限る。）

徳島県 牟岐町、美波町、海陽町

愛媛県 宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧伊方町を除く。）、愛南町

高知県 高知市（旧高知市、旧春野町に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）

福岡県 福岡市：博多区、中央区、南区、城南区

長崎県 長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧加津佐町を除く。）、長与町、時津町、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町、新上五島町

熊本県 八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧松島町を除く。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧有明町、旧五和町を除く。）、芦北町、津奈木町

大分県 佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。）

備考 この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

別表第2

地域の区分	都道府県名（沖縄県は対象外）
(い)	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、島根県、広島県
(ろ)	宮城県、福島県、長野県、大阪府、兵庫県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県
(は)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
1 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、(い)地域に区分されるものとする。	
宮城県	登米市（旧登米町、旧豊里村、旧米山町、旧津山町を除く。）、栗原市、大崎市（旧岩出山町、旧鳴子町に限る。）、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町
福島県	福島市、会津若松市、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧須賀川市を除く。）、喜多方市、二本松市（旧岩代町を除く。）、伊達市（旧伊達町、旧月舘町に限る。）、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、本宮市（旧本宮町に限る。）、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、矢吹町、飯舘村
栃木県	日光市（旧栗山村、旧藤原町に限る。）、那須町
群馬県	嬭恋村、草津町、片品村、みなかみ町（旧月夜野町を除く。）
長野県	長野市、松本市（旧奈川村、旧安曇村に限る。）、須坂市、中野市、大町市、飯山市、塩尻市（旧榎川村に限る。）、安曇野市（旧穂高町、旧掘金村に限る。）、阿智村、平谷村、根羽村、下条村、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町、生坂村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信州新町、信濃町、小川村、中条村、飯綱町、栄村
愛知県	豊田市（旧稲武町に限る。）
兵庫県	豊岡市、養父市、丹波市（旧氷上町、旧青垣町、旧市島町に限る。）、朝来町、宍粟市、多可町（旧加美町に限る。）、神河町、香美町、新温泉町
和歌山県	田辺市（旧龍神村に限る。）、紀美野町（旧美里町に限る。）、かつらぎ

町（旧花園村に限る。）、高野町、有田川町（旧清水町に限る。）、日高川町（旧美山村に限る。）

岡山県 津山市（旧津山市を除く。）、新見市、真庭市、美作市（旧勝田町、旧大原町、旧東栗倉村に限る。）、新庄村、鏡野町、奈義町、西栗倉村

山口県 萩市、長門市、阿武町、阿東町

徳島県 三好市（旧三野町、旧山城町を除く。）

愛媛県 大洲市（旧河辺村に限る。）、久万高原町、砥部町（旧広田村に限る。）、内子町

2 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、（ろ）地域に区分されるものとする。

岩手県 宮古市（旧新里村を除く。）、大船渡市（旧大船渡市に限る。）、久慈市（旧久慈市に限る。）、陸前高田市、山田町、田野畑村、普代村、野田村

茨城県 石岡市、常陸太田市（旧水府村・旧里見村に限る。）、常陸大宮市（旧山方町、旧美和村に限る。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市（旧真壁町に限る。）、大子町

栃木県 日光市（旧栗山村、旧藤原町を除く。）、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、宇都宮市（旧上河内町に限る。）、塩谷町、那珂川町

群馬県 高崎市（旧倉渕村に限る。）、沼田市、渋川市、（旧赤城村、旧子持村、旧小野上村に限る。）、みどり市（旧東村（勢多郡）に限る。）、上野村、神流町（旧中里村に限る。）、中之条町、長野原町、六合村、高山村、東吾妻町、川場村、昭和村、みなかみ町（旧月夜野町に限る。）

埼玉県 秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町、神川町（旧神泉村に限る。）

山梨県 甲府市（旧上九一色村に限る。）、富士吉田市、山梨市（旧三富村に限る。）、北杜市（旧高根町、旧長坂町、旧大泉村に限る。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、市川三郷町（旧三珠町に限る。）、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町（旧上九一色村、旧足和田村に限る。）

岐阜県 大垣市（旧上石津町に限る。）、多治見市、関市（旧洞戸村、旧板取村を除く。）、中津川市（旧中津川市、旧蛭川村に限る。）、美濃市、瑞浪市、恵那市（旧串原村、旧上矢作町を除く。）、美濃加茂市、土岐市、可児市、山県市（旧美山町を除く。）、本巣市（旧本巣町に限る。）、郡上市（旧美並村に限る。）、下呂市（旧金山町に限る。）、海津市（旧南濃町に限る。）、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、揖斐川町（旧揖斐川町

	、旧谷汲村、旧春日村に限る。）、大野町、池田町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
静岡県	小山町
愛知県	春日井市、豊田市（旧豊田市、旧稲武町を除く。）、犬山市、小牧市、大口町、扶桑町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	津市（旧芸濃町、旧白山町、旧美杉村に限る。）、松阪市（旧飯南町、旧飯高町に限る。）、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、東員町、菰野町
京都府	京都市（旧京都市に限る。）、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
滋賀県	大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市（旧水口町に限る。）、野洲市、湖南市、東近江市（旧愛東町、旧湖東町を除く。）、安土町、竜王町、愛荘町（旧愛知川町に限る。）、多賀町
奈良県	奈良市（旧奈良市に限る。）、五條市（旧五條市に限る。）、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、曾爾村、御杖村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	海南市（旧海南市に限る。）、橋本市、田辺市（旧本宮町に限る。）、紀の川市、紀美野町（旧野上町に限る。）、岩出町、かつらぎ町（旧かつらぎ町に限る。）、九度山町、有田川町（旧金屋町に限る。）、日高川町（旧中津村に限る。）
広島県	広島市（旧広島市に限る。）、竹原市、三原市、尾道市（旧因島市、旧瀬戸田町を除く。）、福山市、府中市（旧府中市に限る。）、大竹市、東広島市（旧黒瀬町を除く。）、廿日市市（旧廿日市市、旧大野町に限る。）、安芸高田市（旧八千代町、旧向原町に限る。）、府中町
徳島県	吉野川市（旧鴨島町を除く。）、阿波市（旧市場町、旧阿波町に限る。）、美馬市、三好市（旧三野町、旧山城町に限る。）、つるぎ町、東みよし町
香川県	高松市（旧塩江町、旧香川町、旧香南町に限る。）、丸亀市（旧綾歌町に限る。）、観音寺市、三豊市（旧三野町、旧詫間町、旧仁尾町を除く。）、綾川町、琴平町、まんのう町
高知県	本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町（旧伊野町を除く。）、仁淀川町、越知町、構原町、津野町（旧東津野村に限る。）

熊本県 八代市（旧泉村に限る。）、菊池市（旧旭志村に限る。）、阿蘇市、美里町（旧砥用町に限る。）、大津町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、益城町、山都町、水上村

大分県 中津市（旧中津市を除く。）、日田市、竹田市（旧久住町を除く。）、宇佐市（旧宇佐市を除く。）、由布市（旧挾間町を除く。）、九重町、玖珠町

宮崎県 五ヶ瀬町

3 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、（は）地域に区分されるものとする。

岐阜県 岐阜市、大垣市（旧神石津町を除く。）、羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市（旧真正町、旧糸貫町に限る。）、海津市（旧南濃町を除く。）、岐南町、笠松町、輪之内町、安八町、北方町

大阪府 大阪市、堺市、高石市、田尻町

兵庫県 神戸市、姫路市（旧家島町に限る。）、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、南あわじ市、淡路市、播磨町

岡山県 岡山市（旧御津町、旧建部町、旧瀬戸町を除く。）、倉敷市、玉野市、笠岡市、総社市（旧総社市を除く。）、浅口市、早島町、里庄町

広島県 呉市、尾道市（旧因島市、旧瀬戸田町に限る。）、東広島市（旧黒瀬町に限る。）、廿日市市（旧宮島町に限る。）、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町

山口県 防府市、下松市、岩国市（旧岩国市、旧由宇町に限る。）、光市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

愛媛県 松山市、今治市、宇和島市（旧津島町に限る。）、上島町、松前町、伊方町（旧三崎町に限る。）、愛南町

福岡県 大牟田市、久留米市（旧城島町、旧三潯町に限る。）、柳川市、筑後市、大川市、みやま市、大木町

佐賀県 佐賀市（旧佐賀市、旧諸富町、旧川副町、旧東与賀町、旧久保田町に限る。）、小城市（旧芦刈町に限る。）、神埼市（旧千代田町に限る。）、太良町

長崎県 長崎市、佐世保市（旧佐世保市に限る。）、島原市、諫早市（旧多良見町、旧小長井町に限る。）、対馬市、西海市（旧西彼町を除く。）、雲仙市（旧国見町、旧瑞穂町、旧南串山町に限る。）、南島原市（旧有家町、旧

布津町、旧深江町を除く。）、長与町、時津町

備考 この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

別表第3

重油	1 リットルにつき41,000キロジュール
灯油	1 リットルにつき37,000キロジュール
液化石油ガス	1 キログラムにつき50,000キロジュール
他人から供給された熱 (蒸気、温水、冷水)	1 キロジュールにつき1.36キロジュール
電気	1 キロワット時につき9,760キロジュール（夜間買電（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者より22時から翌日8時までの間に電気の供給を受けることをいう。）を行う場合においては、昼間買電（同号に規定する一般電気事業者より8時から22時までの間に電気の供給を受けることをいう。）の消費電力については1キロワット時につき9,970キロジュールと、夜間買電の消費電力量については1キロワット時につき9,280キロジュールとすることができる。）

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。